

## 「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」 設立趣意書

早明浦ダムは、吉野川総合開発の中核として建設され、昭和50年4月に管理を開始し、吉野川流域の洪水調節をはじめ、維持用水の確保、新規用水を供給し、発電を行うなど長年にわたり四国地域において大きな役割を果たしてきています。

一方、早明浦ダムは運用開始以後、濁水長期化問題を抱えています。出水時に流入した濁水が貯水池内に滞留し、放流水が長期間濁水化して、ダム下流河川の河川環境の悪化などが懸念されています。これまで多種多様な対策案を検討し、実施してきたことにより一定の効果が得られていますが、更なる対策が求められています。

今回、土木技術分野以外の異分野も含め、広く技術やアイデアを募り、その中から、早明浦ダム濁水問題の軽減に資する対策について新技術を選定するものとなりました。

新技術の選定は、実証実験の実施等を含め、多方面の技術分野に関する検討が必要であることから、技術的、専門的分野のご指導・ご助言を頂くことを目的に「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」を設立するものです。

## 「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」規約

(名 称)

第1条 この委員会は、「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」、(以下「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、早明浦ダム濁水対策新技術の審査・選定に係る技術的指導・助言を行うとともに、新技術の実証実験に係る技術的指導・助言を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(委員会)

第4条 委員会は、別紙により構成する。

2. 委員会は、委員会の承認により委員以外の者に参加を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

3. 委員長は、必要に応じて委員会を召集し開催する。

4. 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

5. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所に置く。

(その他)

第7条 この規定に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付 則)

本規約は平成22年3月26日より施行する。

## 「早明浦ダム濁水対策新技術検討委員会」委員構成

委員：大年 邦雄（高知大学農学部教授）

委員：角 哲也（京都大学大学院教授）

委員：箱石 憲昭（独立行政法人土木研究所上席研究員）

委員：廣津 孝弘（独立行政法人産業技術総合研究所 健康工学研究センター  
主幹研究員、徳島大学大学院教授）

委員：藤原 拓（高知大学農学部教授）

委員：山中 稔（香川大学工学部准教授）

（敬称略、五十音順）

※ なお、規約第4条2項により、委員会は、委員の承認により委員以外の者に参加を求め意見を聞くことができる。

事務局：国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所  
オブザーバー：独立行政法人水資源機構 吉野川局 池田総合管理所